

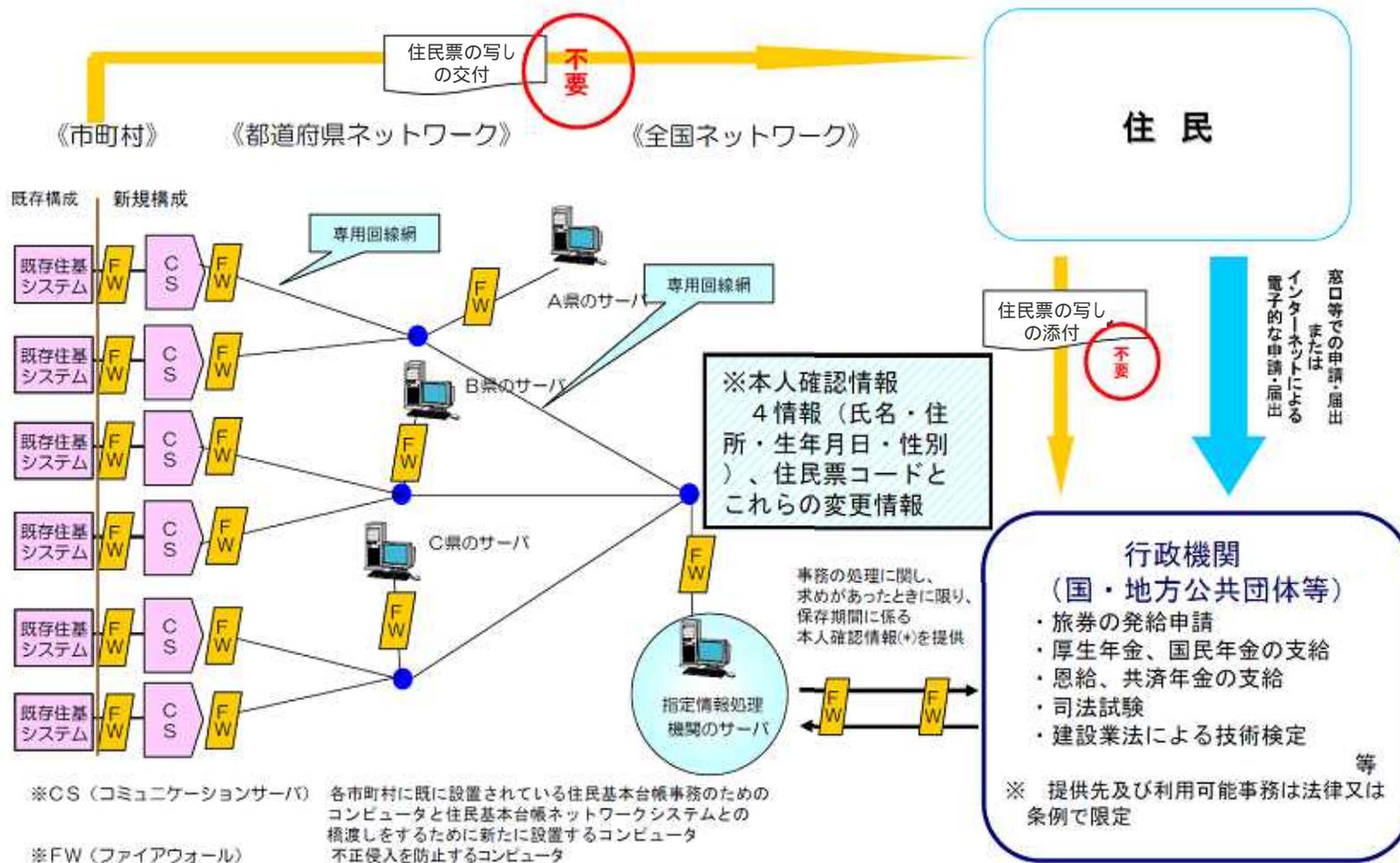
住民基本台帳ネットワークシステムの概要

福島県総務部市町村行政課

1 住民基本台帳ネットワークシステムについて

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。

平成11年の住民基本台帳法の改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳をネットワーク化したものが住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)です。



2 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ対策について

平成14年の稼働以来、情報漏えいなどの事件や障害の発生なし

住基ネットは、制度面、技術面及び運用面から、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働開始以来、現在まで6年間以上、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していません。

< 制度面の対策 >

住基ネットで保有する情報は、法律により4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コード、これらの変更情報に限定

住基ネットから本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務については、法律で具体的に規定されており、目的外に利用することを禁止

関係職員等に対する「安全確保措置」及び「秘密保持」を義務付けており、関係職員が秘密を漏らした場合は、通常より重い罰則を適用

等

< 技術面の対策 >

専用回線の利用やファイアウォールにより、不正侵入を防止

通信相手のコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化

等

< 運用面の対策 >

ICカードやパスワードにより、操作者を限定

使用記録の定期的な監査

等

3 住基ネットの利用状況について

住基ネットから国の行政機関等への本人確認情報の提供件数は、住基ネット稼働開始以来、一貫して増加しており、平成20年8月から平成21年7月までの1年間で約1億800万件の利用実績となっています(平成18年10月以降、年金分野での住基ネット利用が本格化しています)。

本県では、パスポートの発給申請の事務などで年間約4万2,000件の利用実績(平成20年度)となっています。

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・旅券の発給申請
- ・厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・厚生年金、国民年金の被保険者の資格の取得の届出
- ・厚生年金、国民年金等の支給
- ・恩給、共済年金の支給
- ・司法試験の実施
- ・建設業法による技術検定の実施

等

国の行政機関等に対し年間約1億800万件の情報提供
【平成20年8月～平成21年7月】

地方公共団体において年間約440万件の情報提供
【平成20年度】

そのため

年間約3,600万人分の現況届等が省略【平成20年度】

年間約460万件の住民票の写しの添付が省略【平成20年度】

市町村間のやりとりをオンライン化

年間約410万件の転入通知をオンライン化(約550万人分)
【平成20年度】

厚生年金、国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出の省略(H23.4～目途)

被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

4 住基ネットのメリットについて

住民票の写しの提出の省略

住基ネットが稼働する前は、パスポートの発給申請などの際に、住民票の写しを提出する必要がありましたが、住基ネットを利用することにより、この手続きが省略されることになりました。 (住民サービスの向上)
市町村では住民票の写しの交付を行うために多数の職員を配置していますが、住民票の写しの交付枚数が減ることで、福祉等他の行政分野に職員を配置することが可能になります。 (行政事務の効率化)

年金の現況確認の届出の省略

住基ネットが稼働する前は、年金を受給されている方は、毎年、現況確認の届出を提出する必要がありましたが、住基ネットを利用することにより、この手続きが省略されることになりました。 (住民サービスの向上)
年金支給機関は現況届を年金受給者に郵送するための経費が不要となるほか、年金の過払いを防止することが可能になります。 (行政事務の効率化)

住民票の写しの広域交付

従来、お住まいの市町村でしか交付を受けられなかった住民票の写しについて、身分証明書を提示することにより、全国どこの市町村でも交付を受けることができるようになりました。 (住民サービスの向上)

市町村間の転入通知のオンライン化

住基ネットがなかったとき、引越に伴う市町村間の転入通知は、転入地の市町村から転出地の市町村に対し、住民の方の転入のごとに、郵送等で行われていました。住基ネットで転入通知をオンライン化でできるようになり、市町村では通知の作成、郵送等の手間が省略されたほか、通知の郵送料もかからなくなっています。 (行政事務の効率化)

年金未統合記録の解明

年金未統合記録については、住所等の特定のため、平成20年度に住基ネットとの突合が実施されており、社会保険庁におけるコンピュータ上の突合では解明できなかった約1,837万件のうち、約314万件の記録について、不明であった住所情報等が判明しています。
今後、年金支給に結びつく可能性

5 住基カードについて

住民基本台帳カード(住基カード)とは、住基ネットの第2次サービス(H15.8.25開始)の一つであり、その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コード等が記録されたICカードです。写真付きのものは身分証明書としても利用できます。

身分証明書としての住基カード

さまざまな事情で運転免許を持ってない方、高齢になり運転免許証を返納した方などにとっては、住基カードは身分証明書として大変貴重な存在です。



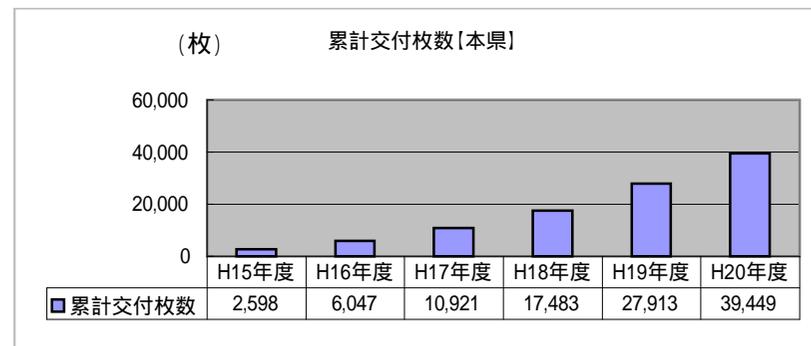
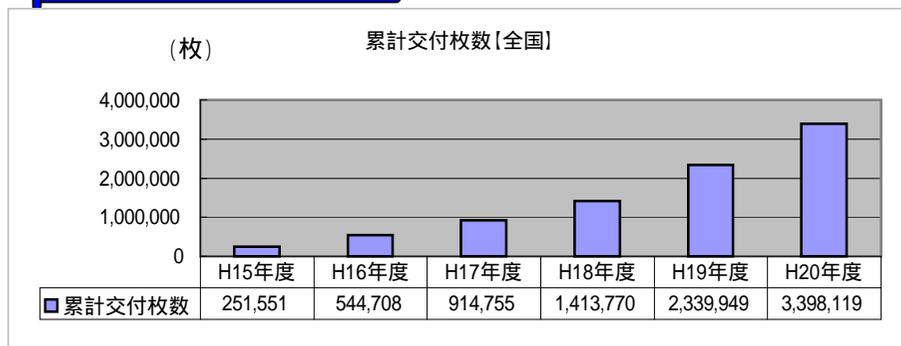
e-Taxなどの電子申請が可能に

電子証明書が格納された住基カードを利用することにより、自宅でいつでもパソコンとインターネットを通じて申請や届出をすることが可能となりました。
また、電子申請により確定申告を行った場合(e Tax)には、5,000円の税額控除が受けられます。

住基カードの多目的利用

市町村は条例で定めることにより、住基カードを利用した独自のサービスを行うことができ(住基カードの多目的利用)、該当市町村にお住まいの方は、住基カードを取得し、申請をすることにより、それぞれのサービスを受けることができます。
本県でも、窓口業務時間外でも利用できる証明書自動交付機を導入し、印鑑登録証の機能を付与するなど、利便性の向上を図っている市町村があります。
白河市では、これらの取組みにより住基カード交付枚数が対住基人口比で12.42%(H21.3末現在)となっています。

住基カードの交付状況



6 住基ネットを巡る裁判の状況について

これまでの一連の裁判により、住基ネットの技術上・法制度上の安全性が認められ、個人情報漏えいする具体的な危険はなく、住基ネットは憲法が保障するプライバシー権を侵害するものではないという結論が出ています。
平成20年3月6日の住基ネットを合憲とする最高裁判決以降、全国の同種訴訟でも行政側勝訴の最高裁判決が出ています。
(国が被告となっている訴訟は、全国で35件のうち2件が係属中。確定している33件は行政側勝訴【H21.3.31現在】)

住基ネットに係る最高裁判所決定(福島事件)(H21.1.22)の概要

【事件の概要】

喜多方市等の住民が、国、本県等を相手に住基ネットの差止め等を求めた訴訟。
平成21年1月22日に行政側全面勝訴の最高裁決定がなされた。

【主文】

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。

<参考> 高裁判決(H20.8.21)の概要

【主文】

本件控訴をいずれも棄却する。

【仙台高裁の判断】

自己情報のコントロール権について

- ・住民は、好むと好まざるとにかかわらず、地方公共団体や国家の構成員たる公的存在とされているのであるから、地方公共団体や国家によって、その存在を正確に把握され、記録されることはやむをえない。
- ・法令等に基づいて行われる本人確認情報の使用には、その情報が正確である限り、住民のコントロール権は及ばない。

住基ネットの運用の違憲性、違法性について

- ・本人確認情報は、氏名、住所、生年月日、性別などであって、秘匿性の高い情報とはいえない。
- ・住基ネットは、制度、運用、技術上も様々な不正利用防止策がとられており、本人確認情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとはいえない。
- ・データマッチングの具体的現実的な危険性があるということとはできない。
- ・住基ネット運用担当者があえて違法行為を行うことがあり得るからといって、それを前提に住基ネットの是非を論じることは相当ではない。
- ・一部住民の住基ネットからの離脱を認めれば、行政事務の効率化を著しく阻害することは明らかである。
- ・住基法が、住民基本台帳に記録された情報のうち本人確認情報を住基ネットの運用下に置き、法令の定める一定の範囲でこれを一律に提供したり、利用したりすることができることには合理的な理由があることは明らかであり、住基ネットの運用下に置くことが控訴人らの意思に反するとしても、それをもって憲法13条に違反するということとはできない。